

南アルプス国立公園  
管 理 計 画 書

平成 13 年 12 月

環境省自然環境局  
南関東地区自然保護事務所

## 目 次

はじめに	.....	1
第1 南アルプス国立公園の概要	.....	2
第2 管理計画設定区分方針	.....	4
第3 南アルプス国立公園管理計画	.....	5
1 管理の基本的方針	.....	5
(1) 保護に関する方針	.....	5
(2) 利用に関する方針	.....	6
2 風致景観の管理に関する事項	.....	8
3 地域の開発整備に関する事項	.....	17
(1) 自然公園施設	.....	17
(2) 一般公共施設	.....	17
(3) その他大規模開発	.....	17
4 利用者の指導等に関する事項	.....	17
(1) 自然解説に関する事項	.....	17
(2) 利用者の誘導、規制に関する事項	.....	17
(3) 利用者の安全対策に関する事項	.....	18
5 地域の美化修景に関する事項	.....	18
(1) 美化清掃計画に関する事項	.....	18
(2) 修景緑化計画に関する事項	.....	18
(3) 標識・看板類の整理に関する事項	.....	18
6 その他	.....	19
別表 公園内の特定植物群落一覧表	.....	20
山小屋に関する機能別施設区分表	.....	23
資料 南アルプス・カントリーコード		
南アルプス国立公園管理計画検討会名簿		
南アルプス国立公園管理計画検討会経過		

## はじめに

南アルプス国立公園は、本州中央部の山梨、長野、静岡の3県にまたがる3千m級の高峰十座を有する甲斐駒・鳳凰山系、白根山系、赤石山系の3つの大きな山系により構成された我が国を代表する山岳公園で、昭和39年6月に国立公園に指定され、面積は35,752ヘクタールである。

南北に長いこの一大山脈は、海底から隆起により形成されたもので、本邦第2の高峰北岳(3,192m)を含み、北は鋸岳(2,606m)から南は光岳(2,591m)まで南北約50キロにわたる雄大で重量感のある山岳景観を有している。

当該山脈は、大井川、天竜川(三峰川)、富士川(釜無川、野呂川)の源流部となり、源流部は深い谷を刻み、仙丈ヶ岳・荒川岳など主峰の稜線には、氷河期のなごりとして、カール地形(冰食地形)が見られる。

植生は、標高2,500m~2,700mの森林限界を境にして、高山帯には、キタダケソウ、タカネビランジ、サンプクリンドウなどの固有種や、分布上の南限種など多くの希少な高山植物がお花畠状に群生し、森林限界以下には、亜高山帶針葉樹林のシラビソ、オオシラビソ群落、コメツガ群落が、標高1,500~1,600m以下の山麓部はブナを中心とした森林が、それぞれ広大な面積を占める、すぐれた自然植生となっている。

また、動物では、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ホンシュウジカなどの大型ほ乳類や、高山帯に生息するライチョウ、高山性昆虫類など豊富な動物相を有し、すぐれた自然環境を維持してきた地域である。

本公園における公園利用は、登山を中心としている。登山者にとって魅力あふれる南アルプスは、登山口までと登山口から目的の山頂までのアプローチが長く、長年容易に登山者を寄せ付けなかった。

しかしながら、昭和55年に山梨県芦安村と長野県長谷村を結ぶ北沢峠越えの「南アルプス林道」が開設されて以降、特に本公園北部の北岳、甲斐駒ヶ岳、仙丈ヶ岳周辺への登山が交通アクセス良化に伴い容易になり、首都圏周辺からの登山客が飛躍的に増加していった。また、本公園の南部では、畠中ダムなどの奥地開発及び国有林・民有林の森林施業による林道整備が進み、登山口までのアプローチが良くなり、登山客が増加していった。

このように本公園をとりまく登山利用の状況の変化は著しく、近年の自然志向、百名山登山ブームなどもあいまって、年間利用者数は、夏場を中心に79万人(平成11年)となっており、登山者は増加傾向にある。

このため、近年では、利用者数の増加、利用の集中、施設の老朽化、利用者のモラルなどを起因として、高山植物の踏み荒らし、屎尿による沢水の水質悪化、ゴミなどによる山小屋、野営場などの施設周辺の環境悪化、ライチョウなどの生息域の後退や登山道の安全性の低下、施設のサービス水準の低下などの利用上の課題の他、シカによる食害被害、気候変動による高山帯植生の衰退など公園管理上の課題は少なくない。

本管理計画は、このような地域の現況、特性、公園管理上の課題を踏まえ、地域の実情に即した公園管理の方針を作成し、南アルプス国立公園の適正な保護と利用の推進を図ることを目的とするものである。

なお、本管理計画は、公園計画の見直し等に伴い改訂するものとする。

## 第1 南アルプス国立公園の概要

### ① 地形、地質

南アルプスは、本州中央部を横切る大地溝（フォッサ・マグナ）の西側南部にある赤石山脈を中心とし、この山脈は、北から鋸岳（2,606m）より東西へ甲斐駒ヶ岳（2,965m）、アサヨ峰（2,799m）、鳳凰三山（地蔵岳2,779m、観音ヶ岳2,840m、薬師ヶ岳2,780m）と伸びる甲斐駒・鳳凰山系と、アサヨ峰の南の小太郎山（2,725m）より本邦第2の高峰北岳（3,192m）を経て間ノ岳（3,189m）、農鳥岳（3,025m）、広河内岳（2,895m）、大籠岳（2,767m）等と続く、白根山系と、仙丈ヶ岳（3,032m）から三峰岳（2,999m）、北荒川岳（2,697m）、塩見岳（3,046m）、荒川岳（中岳3,083m）、赤石岳（3,120m）、聖岳（3,011m）、茶臼岳（2,604m）、光岳（2,591m）へと続く赤石山系の3つに分けられる。

これらの山岳は、大井川、天竜川（三峰川）、富士川（釜無川、野呂川）の源流部となり、盛んに開析され、本流部では南北に深い縦谷を形成している。また山稜部の一部には準平原地形も残されており、仙丈ヶ岳、荒川岳などにはカール地形が見られる。

地質は、甲斐駒・鳳凰山系の甲斐駒ヶ岳、鳳凰三山は花崗岩からなり、白根及び赤石山系は、角岩硬砂岩、粘板岩を主として、他にチャート、石灰岩、火山岩が見られる。同山系の北東接触部では結晶片岩などの変成岩が見られる。

### ② 植物

南アルプスの植生を垂直分布の面から概観すると、標高2,500m～2,700mの森林限界を境にして、その上部の高山帯は、ハイマツーコケモモ群落、ミネズオウコメバツガザクラ群落、タカネヤハズハハコーアオノツガザクラ群落などが生育しキタダケソウ、タカネビランジ、サンプクリンドウなどの固有種や分布上の南限種など多くの希少な高山植物がお花畠状に群生している。森林限界以下には、亜高山帯針葉樹林のシラビソーオオシラビソ群落、コメツガ群落、カラマツ群落にダケカンバ群落を交えて、標高1,500m～1,600m以下は、落葉広葉樹林を主体とした、ブナーヤマボウシ群落、イヌブナ群落、ツガーコカンスゲ群落、ウラジロモミコメツガーハリモミ群落、ドロノキーオオバヤナギ群落などが生育し、広大な森林面積を占めるすぐれた自然林によって構成され、「森の山岳」と言われる由縁となっている。

また、南アルプスの植生の特色としては、環境省が実施している自然環境保全基礎調査の「特定植物群落」では、34ヶ所が選定され、代表的なものは、山梨県では、「鳳凰山のウラジロモミ林」「鳳凰山さいの河原のダケカンバ林」、長野県では、「赤石山脈の自然植生」「鋸岳熊穴沢のカラマツ天然林」、静岡県では、「赤石岳の高山植物群」「光岳の高山植物群」など多様な自然植生を豊富に有している。

### ③ 動物

南アルプスの動物相は、山深く原生的な森林が残されているため、ほ乳類は種類も個体数も多く、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ホンドキツネ、ニホンザルなど30種以上が確認されている。なかでも国指定の特別天然記念物であるニホンカモシカは、この公園を代表するほ乳類である。生息地は標高1,000～2,600m付近に多く、時には3,000m近くにも生息する。

鳥類でこの公園を代表するのは、国指定の特別天然記念物であるライチョウである。標高およそ2,500～3,000mの高山帯に棲み、白根三山をはじめ仙丈ヶ岳・甲斐駒ヶ岳・鳳凰三山、さらに南の光岳付近などにも生息する。

昆虫類は、自然性の豊かさ、多様な環境を反映して豊富である。チョウ類をみると南アルプス北部と南部とではやや様相を異にする。北部にはタカネキマダラセセリやコヒオドシなどの高山チョウが多いのに対し、南部ではミドリシジミ類などの森林性のチョウ類で特徴づけられる他、暖地性のチョウ類の生息がみられる。

#### ④ 利用の現況

南アルプス国立公園の年間利用者数は、約79万人（平成11年）であり他の国立公園と比較すると小笠原、西表と同様に少なく、これは本公園が登山利用を主な対象としているためであり、この公園の特徴である。

県別に見ると山梨県側の利用者が70万人前後で最も多く、次いで長野県側が8万人程度、静岡県側が1万人程度となっている。

月別の利用状況は山梨県国民宿舎広河原ロッジについて見ると8月が最も多く年間の4割程度が集中しており、次いで7月、10月と続いている。また、山小屋については7月～8月の夏期に集中している。

また、山梨県芦安村広河原から長野県長谷村戸台に至る南アルプス林道においては一般車両の通行を規制し、シーズン中は芦安村及び長谷村の村営バスが運行されているが、昭和55年にバスの運行開始以来年々利用者は増加しており、近年には10万人近くまで伸びている。月別にみると8月が最も多く、次いで10月が多く秋期の伸びが目立っている状況である。

## 南アルプス国立公園の指定及び公園計画の概要

### ○公園区域

昭和39年6月 1日 公園区域の指定

### ○保護計画及び利用計画

昭和39年6月 1日 保護（地種区分）及び利用計画の決定

特別地域、特別保護地区の指定

昭和51年3月22日 原生自然環境保全地域編入のため、一部地域（大井川源流）  
の削除

### ○県別面積

(単位 h a)

山梨県	長野県	静岡県	合 計
18,286 (51.1%)	14,079 (39.4%)	3,387 (9.5%)	35,752 (100%)

### ○地種区分別面積

(単位 h a)

特別保護地区	特別地域				普通地域	合計
	第1種	第2種	第3種	小計		
9,181 (25.7 %)	5,500 (15.4 %)	4,022 (11.2 %)	17,049 (47.7 %)	26,571 (74.3 %)	—	35,752 (100 %)

### ○土地所有別面積

(単位 h a)

国有地	公有地	私有地	合 計
14,050 (39.3%)	17,891 (50.0%)	3,811 (10.7%)	35,752 (100%)

## 第2 管理計画区設定区分方針

本公園は、山岳景観、自然植生、及び登山を中心とした利用形態となっているなど、  
一体的にまとまった山岳公園であり、南アルプス国立公園全体を一管理計画区とする。

### ◎管理計画区

山梨県 茅崎市、早川町、芦安村、白州町、武川村

長野県 富士見町、長谷村、大鹿村、上村、南信濃村

静岡県 静岡市、本川根町

### 第3 南アルプス国立公園管理計画

#### 1 管理の基本の方針

本管理計画区の基本の方針としては、我が国を代表する山岳公園として希少野生動植物の生息・生育する自然景観を厳正に保護しつつ、歩道、山小屋、避難小屋等の施設の整備充実など、安全性及び快適性を確保した、適正な登山利用及び利用拠点などでの自然とのふれあい利用を推進するものとする。

##### (1) 保護に関する方針

###### ア 風致景観の特性

本公園の特色は、雄大な山岳景観にあり、我が国第2の高峰である北岳をはじめ、標高3,000mを越える高山が10座を数えるなど一大山脈を形成していることにある。

また、亜高山帯針葉樹林、高山帯の高山植物群落、多様な特定植物群落など原生的ですぐれた自然植生を保持し、これらを基盤として豊富な動物相を有するなど、極めて自然性の高い山岳公園である。

これらのすぐれた自然を有する南アルプス地域については、当該地域を代表する特色のある景観、貴重な自然植生について、保全対象と保全方針を定め、適切な保全、管理を行うものとする。

###### イ 保全対象の保全方針

保全対象	保全方針
<ul style="list-style-type: none"><li>・山稜線部を中心とする雄大な高山帯の山岳景観</li><li>・シラビソ、オオシラビソ、コメツガなど原生的な亜高山帯針葉樹林</li><li>・キタダケソウ、タカネビランジ、サンブクリンドウなどの高山植物群落</li><li>・ライチョウなど野生動物</li></ul> <p>(特別保護地区、第1種特別地域)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・我が国を代表する山岳景観、原生的な自然林、固有種を含む希少な高山植物群落、希少な野生動物などの厳正な保護を図るものとする。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・特定植物群落 (特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・南アルプス地域の代表的、典型的な群落、希少な群落などとして選定された別表「特定植物群落一覧」の群落の保全に努めるものとする。</li></ul>

#### ウ 保護施設の整備及び保護のための事業の実施方針

- ・希少な野生動植物の保護のため、利用誘導のための木道や登山道沿線などに立ち入り防止柵等の整備を図る。
- ・希少な野生生物の保護のため、関係機関、山岳団体、ボランティアなどの協力のもと、定期的なパトロールを実施する。
- ・シカによる食害被害等の調査を実施し、保護対策の検討を行う。
- ・気候変動等による高山帯植生への影響について、因果関係を明確にするためにモニタリング等調査の実施を検討する。
- ・自然保護思想普及啓発のための、指導標、案内板などの標識の整備を図る。

#### (2) 利用に関する方針

##### ア 利用の状況・特性

南アルプス国立公園は登山に代表される利用形態となっており、その年間利用者数は79万人（平成11年）となっている。

利用状況は、夏期と秋期を中心に山梨県側が70万人、長野県側が8万人、静岡県側が1万人で、北部の北岳、仙丈ヶ岳、甲斐駒ヶ岳などへの登山利用が多い。

近年は、林道や山小屋、避難小屋などの整備改良が進み、自然志向、百名山登山ブームがあいまって中高年を中心とする登山者は増加傾向にある。

南アルプスの主な登山基地は、北部では、山梨県芦安村の広河原、山梨県芦安村と長野県長谷村との県境にある北沢峠で、広河原は、北岳への登山口として特に登山者が集中する夏季の週末には、マイカーが駐車場からあふれ、渋滞を起こすなど管理上の課題が顕在化している。北沢峠は、仙丈ヶ岳、甲斐駒ヶ岳への登山口となり、南アルプス林道が通じ、山梨県芦安村広河原から長野県長谷村戸台大橋に至る区間は、一般車両の通行が規制され、登山シーズン（6月から11月）には芦安村及び長谷村の村営バスが運行されている。とりわけ、近年では北岳への主要な登山ルートとして定着している大権沢ルートにおいては、登山客の利用増加に伴う排泄物を要因とした、沢水の汚染が問題となり、山梨県によりバイオトイレが設置され、また、北岳の山梨県営山小屋においても、同様にバイオトイレが建設されるなど、環境保全対策が講じられている。

また、長野県長谷村においては、仙丈ヶ岳避難小屋の新築建て替えが行われ、登山者への利用施設の充実に加えて、太陽光及び風力の自然エネルギーを活用した先駆的なシステムを導入した取り組みも行われている。

一方、南部の主な登山口は、静岡市の椹島（公園外）で、荒川三山、赤石岳への拠点として林道が通じ、畠薙ダムからその奥地の椹島までは、一般車両の通行が規制され、奥地山林を管理する民間会社のマイクロバスが運行されている。また、近年では、静岡県によって、山稜部の山小屋、避難小屋の建替整備が進められ、当該施設を管理する民間会社及び関係市町においては、トイレの管理方法として汚水のヘリによる一元的な搬出も検討されている。

さらに静岡県管内の山岳地域では、木道、標識の整備が行われている。

このような状況のもと、南アルプス地域の公園利用上の課題としては、利用者数の増加、利用の集中、施設の老朽化、利用者のモラルなどを起因としての

高山植物の踏み荒らし、屎尿による沢水の水質悪化、施設周辺の環境悪化、登山道の安全性の低下、施設のサービス水準の低下、ライチョウなどの生息域の後退などの課題があげられる。

#### イ 利用の方針

以上のような、近年における当公園の利用状況、課題を踏まえて、

- ①当公園は我が国を代表する山岳として、すぐれた自然環境の保全に十分配慮しつつ、安全性及び快適性を確保し、適正な登山利用の推進を図るものとする。
- ②利用拠点等において、動植物などの自然とのふれあい利用推進を図るものとする。
- ③登山など適正利用の推進にあたっては、関係機関、民間などの山小屋関係者等の協力を得ながら方策を検討するものとする。

#### ウ 利用施設の整備及び管理方針

- ①山岳地の登山道については、安全で快適な登山利用の推進を図るため、環境への負荷を与えないよう配慮しつつ、標識や山小屋、避難小屋等の施設の改良を進める。
- ②芦安村広河原地区は、南アルプス地域の主要登山口であり、登山基地としてふさわしい安全に配慮した宿泊施設、駐車場、教化施設、山岳情報提供施設等必要な施設整備について検討する。
- ③北沢峠地区は、南アルプス北部地域の登山基地としてふさわしい宿泊施設、教化施設、山岳情報提供施設等必要な施設整備について検討する。
- ④歩道及びその関連施設については、定期的にパトロールを実施するなど行政機関、山岳団体等が協力し、施設の適正管理に努める。

#### エ 利用指導及び利用規制方針

##### ①利用者の安全対策

施設管理者等は、登山道、避難小屋等の適切な整備と維持管理に努めるとともに、登山道の状況等を適切に把握し、登山者からの問い合わせ等に対し迅速に情報提供が出来るよう努める。

##### ②利用者の誘導、規制

- ・特定地域への利用集中等による環境悪化防止のための利用制限や利用分散等諸方策（例：営業期間の拡大）を検討し、適正な利用へ誘導する。
- ・自然保护思想や公園利用マナーの普及啓発を行う。
- ・芦安村広河原地区は、夏期を中心に利用者が集中して快適性が損なわれているため、関係行政機関、関係者が協力し、公共交通機関の利用促進やマイカー規制を含めた適正利用方策について検討を進める。
- ・山小屋等の水源や高山植物群落地、希少野生生物生息地等保護区域への立ち入り制限の徹底を図るため、利用者が登山道を踏み外さないように指導看板、立ち入り制限ロープ等を設置して誘導、規制を図る。

## 2 風致景観の管理に関する事項

### (1) 許可、届出等取扱方針

許可、届出等取扱については、自然公園法施行規則第11条各号に規定する「特別地域内、特別保護地区内及び海中公園地区内の行為の許可基準」、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日環自国第448-3号)及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領について」(平成12年3月30日環自国第180-1号)によるほか、下記の取り扱い方針によるものとする。

行為の種類	地 区	取り扱い方針
1 工作物 (1) 建築物	全 域	<p>①基本方針</p> <p>建築物は用途に応じた必要最小限の規模とし、周囲の風致景観との調和がとれる外観形状とする。</p> <p>②外部意匠</p> <p>(1) 屋根の形状は、原則として切妻、寄棟、入母屋、方形等の勾配屋根とする。</p> <p>(2) 外部仕上げは極力自然材料（木、石など）を用いる。</p> <p>(3) 色彩は、周囲の風致景観と調和したものとするため、外壁は茶系色とし、屋根は赤錆色、コグ茶色又は暗緑色とする。自然材料を用いる場合は素材色とする。</p>
(2) 車 道	全 域	<p>①基本方針</p> <p>道路の新設は認めない。ただし、森林施業及び治山事業に係る道路についてはこの限りでない。</p> <p>既存道路の増、改築については、災害復旧又は、現道の交通安全上必要と認められる場合に限る。</p> <p>②付帯施設</p> <p>交通安全施設は、ガードケーブル、ガードパイプを使用し、色彩は、コグ茶色、灰色（亜鉛メッキを含む）とする。</p> <p>③ 法面処理方法</p> <p>(1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さ等は必要最小限とする。</p> <p>(2) 擁壁は、原則として自然石、自然石を模したブロック、その他風致景観に配慮した工法を用いるものとする。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、自然石に模した表面仕上げとする。</p> <p>(3) モルタル等吹付けは、安全確保上他に代替工</p>

法がない場合以外は認めない。ただし、モルタル等吹付けをする場合は、ツル性植物による緑化やコゲ茶色顔料を混入する等風致景観の保護上支障の軽減に努める。また、切土、盛土面は土羽や岩盤の安定化を図り、風致景観の保護上の支障を軽減するため当該地域に生育する植物と同種の植物等による緑化やネット工法等の措置を講ずるものとする。

#### ④ 残土処理方法

発生残土は公園区域外に搬出するものとする。やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合には、次の各号に掲げる要件に適合したものとする。

- (1) 風致景観及び自然環境の保全上支障のない位置であること。
- (2) 土砂を流出又は崩壊させないための措置が十分講じられていること。
- (3) 処理跡地は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物等により修景緑化するものとする。

#### ⑤ 修景緑化方法

- (1) 支障木で移植可能なものについては、極力移植するものとする。
- (2) 工事に伴い裸地化した場所は、当該地域に生育する植物と同種の植物等により緑化するものとする。
- (3) 道路改良に伴い生ずる廃道敷部分については、舗装を撤去し、必要に応じて客土を行ったうえで、当該地域に生育する植物と同種の植物等により緑化するものとする。

### (3) 電柱

野呂川広  
河原

#### ① 基本方針

ア 野呂川広河原集団施設地区においては、電線路は地下埋設とする。やむを得ず空中線とする場合は、主要展望地点や主要展望方向の風致景観を阻害する位置を避けるものとする。

なお、既に風致景観を阻害する位置にあるものについては建て替え期に、位置の変更又は地下埋設とする。

イ 電力線と電話柱が同一ルートを通過する場合は、

		原則として共架とする。
	②色彩	原則として、コゲ茶色又は灰色系とする。
野呂川広 河原以外 の地区	①基本方針	原則として設置は認めないものとする。
(4) 鉄塔	全 域	①基本方針 新たな設置は認めない。 ただし、既存鉄塔の建替えにあってはこの限り ではない。 ②色彩 原則として灰色系とする。
(5) アンテナ	全 域	①基本方針 新たな設置は認めないものとする。 ただし、公園利用施設の無線アンテナ、公園利 用者への情報提供のための防災アンテナ等小規模 な施設の場合はこの限りでない。 ②色彩 原則として、コゲ茶色又は灰色系とする。
(6) 自動販売機	全 域	①基本方針 原則として屋外での設置は認めない。
(7) 砂防、治山 施設	全 域	①基本方針 設置目的をかなえる範囲での必要最小限の施設 とし、周辺の自然環境との調和が図られるよう配 慮する。 ②工法 (1) 公園利用者から望見される場所に設置する 工作物は、原則として自然材料を使用するか、 自然素材の材質、色調等を模した材料又は表 面仕上げにより施工するものとする。 (2) 資材運搬のための道路、索道等の設置にあ たっては、支障木の伐採等自然環境への影響 を必要最小限に留めるように配慮し、行為完 了後は跡地を整理し、現状回復を図るものと する。 なお、緑化が必要な場合は、周囲の植物と 同種の植物等により緑化を図るものとする。

2 木竹の伐採	全 域	<p>①基本方針 保全対象として掲げている地域にあっては、原則として伐採は認めない。</p>
3 土石の採取	全 域	<p>①基本方針 露天掘りによる土石の採取は認めない。 ただし、災害防止、学術研究（期間を定めたものに限る。）、その他公益上特に必要なものにあってはこの限りでない。</p>
4 広告物等 (標識類)	全 域	<p>①基本方針 ・商標広告及び社名広告（いわゆる野立て看板「のぼり」）の設置は認めない。 ・広告物の設置は、目的を達成する範囲で必要最小限に留め、主要展望地からの風致景観の保護に留意する。</p> <p>②工法 原則として自然材料又は自然材料を模したもの用いる。</p> <p>③色彩 地はコゲ茶色（自然材料の場合は素材色）とし、文字は白色又は黒色とする。</p>
5 植物の採取及び 動物の捕獲	全 域	<p>①基本方針 (1) 許可する対象者は、原則として、研究実績（研究・調査の実績及び経歴を証明出来る学術的論文及び経歴書等を添付させる。）のある研究者に限定（同好会、趣味の団体、営利企業者は対象としない。）するものとする。 なお、卒業論文等（修士、博士論文）のために必要とする学生については、所属教授が申請を行う場合のみ認めるものとする。</p> <p>(2) 既存資料を活用出来る場合は極力それを活用し、採取又は捕獲数を必要最小限とする。 採取及び捕獲数量は、1種につき3点以内とする。 ただし、動物の捕獲にあって再び放つ場合においてはこの限りでない。</p> <p>(3) 長期にわたる行為については、全体計画を示し、期間は必要最小限とする。</p>

なお、申請は毎年とし、前年の状況を申請書に明記することとする。

(4) 学術研究成果で、公園の保護管理に資するものは提出させることとする。

## (2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日環自国第179-1号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取扱方針
1 道路（車道）	全路線	<p>①基本方針 車道の新築及び増改築にあたっては、安全性に配慮した上で、地形の改変が少ない線形とし、自然環境及び風致景観に与える影響を最小に抑えるものとする。</p> <p>②付帯施設の取扱い 第3、2(1)、1(2)道路と同様とする。</p> <p>③法面処理方法 第3、2(1)、1(2)道路と同様とする。</p> <p>④橋梁 色彩は、明度の高いものは避け、茶系色、灰色系等風致景観に調和したものを用いる。</p> <p>⑤残土処理方法 第3、2、(1)、1(2)道路と同様とする。</p> <p>⑥修景緑化方法 第3、2、(1)、1(2)道路と同様とする。</p>
2 道路（歩道）	全路線	<p>①基本方針 道路（歩道）は、自然とのふれあいを促進するための基本的な施設である。登山道の難易度や利用者層を勘案した整備を図り、適切に維持管理するものとする。</p> <p>(1) 安全な登山利用を推進するため、植生保護に配慮しながら、歩道改良、案内標識等の整備を図る。</p> <p>(2) 登山口における公園利用に必要な情報を提供するための体制や施設整備等の方策を検討する。</p> <p>(3) 登山口から山小屋等までの距離が長く、屎</p>

尿によって沢水や動植物等への影響が懸念される区間にあっては、必要に応じて、維持管理面の対策をも含めて公衆便所の設置を検討する。

②付帯施設の取り扱い

ベンチ等付帯施設は、必要最小限の規模に留めるものとし、周辺の自然環境に調和するデザイン、材質とする。

なお、標識類の企画、デザイン、色彩等は、環境庁自然保護局：「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(1997年)に基づいて整備を図り、統一したものとする。

③管理方法

- (1) 登山道の危険個所の点検、設置した指導標等の巡視等維持管理体制の充実を図る。
- (2) ゴミ持ち帰り運動のPRの推進を図る。
- (3) 登山道以外への立ち入りによる植生破壊防止のための木道及び簡易な制札等を設置する。

3 宿舎

野呂川広  
河原

①基本方針

野呂川広河原集団施設地区においては、利用の拠点、登山の基地として施設の整備拡充を図るものとする。

②外部意匠

第3、2(1)、1(1)建築物と同様とする。

野呂川広  
河原以外  
の地域

①基本方針

野呂川広河原集団施設地区以外の地区における宿舎の改良整備については、以下のとおりとする。

②規 模

(1) 収容力

収容力の上限は事業決定事項とする。

(収容力は、1層1人、1ベッド1人として算定する)

(2) 敷 地

敷地は、周辺の風致景観、施設の配置、登山者の休憩スペース等を勘案した必要最小限の面積とする。

なお、敷地外への人為的影響拡大を防止するため、敷地は縁石、木柵等により敷地の範囲の明確化を図る。

### (3) 外部意匠

第3、2(1)、1(1)建築物と同様とする。

#### ③施設内容

(1) 宿舎の施設は、別表のとおり機能に応じて分類することとし、当該地の利用状況を勘案して適切に各スペースを配分するとともに、施設名を明示する等利用者が識別出来るようすることとする。

(2) 休憩者用スペース（別表）は、独立して設けず、玄関、土間等と併用することとする。

(3) 宿泊部屋は、施設の構造上などやむを得ない理由を除き、大部屋形式を基本とする。

(4) 客用の風呂は、設けないこととする。

(5) 休憩者又は野営者も利用できるトイレを付帯させる。

(6) 太陽光、風力、水力等自然エネルギーを活用した施設については、風致景観の保護を配慮しつつ、導入を促進することとする。

(7) 自動販売機の設置は認めないものとする。

ただし、空き缶の管理と回収等が適切に行われるものであり、次のいずれかの要件に合致するものはこの限りでない。

ア 屋内形式とする。

イ 建物壁面線より内側に埋め込む形で設置するもので、外部の色彩を壁面と同一配色とするもの。

#### ④ゴミ処理等

宿舎は、優れた風致景観を有する地域及び野生動植物の生息地、生育地に立地していることから、ゴミ処理は、周囲の自然環境への影響を最小限とするよう下記事項の実施に努めるものとする。

(1) 空缶、空瓶類の不燃物は全て搬出処理とする。

(2) 可燃ゴミ、生ゴミについては自然環境への影響が少ない適切な方法により処理する。

(3) 生ゴミを一時保管する場合は、クマなど野生動物とのトラブルを避けるために堅固な容器や建物に収納しておくものとする。

(4) 雑排水や屎尿についても、自然環境への影響が少ない適切な方法により処理する。

#### ⑤その他

		固定テントの常設やテントの貸し出しは行わないこととする。
4 園地	鷲住山 夜叉神峠	<p>①基本方針</p> <p>南アルプス北部の山岳及び野呂川等の風景鑑賞のための路傍園地として整備を図るものとする。</p> <p>②付帯施設</p> <p>建築物については、第3、2(1)、1(1)建築物と同様とする。</p> <p>③管理方針</p> <p>ア 危険個所には防護柵や注意標識等を設置し、利用者の安全を図る。</p> <p>イ ゴミ箱、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止及びゴミ持ち帰りのPRに努める。</p>
	野呂川広 河原	<p>①基本方針</p> <p>南アルプス北部山岳地域への主要登山拠点として、河畔林等の植生や山岳及び野呂川等の景観を生かした展望、探勝、休憩、野外レクリエーションの場として、人と自然のふれあいを促進するための施設を整備する。</p> <p>②付帯施設</p> <p>(1) 建築物については、第3、2(1)、1(1)建築物と同様とする。</p> <p>(2) 野鳥や植物の解説板等自然解説の整備に努める。</p> <p>③管理方針</p> <p>ア 危険個所には防護柵や注意標識等を設置し、利用者の安全を図る。</p> <p>イ ゴミ箱、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止及びゴミの持ち帰りのPRに努める。</p>
5 野営場	全 域	<p>①基本方針</p> <p>自然環境保全に配慮し、テント持参登山者のための最小限の野営スペースを確保するものとする。</p> <p>②付帯施設の取扱</p> <p>付帯施設の設置は、必要最小限とし、特にトイレの屎尿、炊事場の廃水等は、自然環境への影響が少ない適切な方法により処理するものとする。</p>

6 避難小屋	全 域	③外部意匠 付帯する建築物の外部意匠は、第3、2(1)、1(1)建築物と同様とする。
		①基本方針 登山者の安全確保の観点から風致景観との調和に配慮した必要最小限の施設を整備する。 なお、付帯するトイレの屎尿は、自然環境への影響が少ない適切な方法により処理するものとする。 ②外部意匠 第3、2(1)、1(1)建築物と同様とする。

### 3 地域の開発整備に関する事項

#### (1) 自然公園施設

登山利用を中心とした地域であり、貴重な野生動植物などすぐれた自然環境の保全に留意し、適正利用を推進するため、登山道、山小屋、避難小屋等老朽化した施設の整備改良を進める。

整備改良にあたっては、登山利用の安全性及び快適性の確保に留意し、また、屎尿処理方法、自然エネルギーの活用など環境保全対策も配慮するものとする。

#### (2) 一般公共施設

県及び市町村が行う一般公共施設の整備については、次年度の計画について前年度までに、公共事業ヒアリング等により工事計画を把握し、公園計画との有効かつ円滑な調整を図るほか各種研修会などを実施し、風致景観の保護に配慮した各種公共事業が実施されるよう指導するものとする。

#### (3) その他大規模開発、

周辺の自然環境に与える影響が著しいと予想される大規模な開発については、事前に環境に与える影響を調査予測し、風致景観、植生、野生動植物等の自然環境の保全に対して影響がないよう十分配慮するよう指導するものとする。

### 4 利用者の指導等に関する事項

#### (1) 自然解説に関する事項

国立公園の自然解説及び自然情報の推進を図るために、山小屋等の宿泊施設を情報の収集、発信の基地として位置付け、これらの自然に関する情報を活用したパンフレットの作成、配布等公園事業者等による利用者サービス活動を推進する。

#### (2) 利用者の誘導、規制に関する事項

- ①野営場（野営指定地）以外でのキャンプ禁止を徹底する。
- ②高山植物の踏み荒らし、盗掘、高山蝶の密猟防止のため関係機関との連携を密にしパトロール等を実施する。
- ③集団登山については、以下の点について、関係団体などに適切な指導を図る。
  - ア 混雑期の利用を避けるようインターネットなどを活用した情報提供を図る。
  - イ 小グループ化による利用又は日程の分散を図る。
  - ウ 山岳ガイド利用を推奨する。
- ④関係自治体、山岳団体、公園事業者、自然公園指導員に広く協力を求め、自然保護思想や公園利用マナーを普及啓発させるための事業を推進する。
  - ア 入山前の利用者に規制内容等の周知を図るため、案内標識を整備するか、旅行会社や交通機関によるPR等必要な情報の提供について検討を進める。
  - イ 登山者に対し、歩道以外への立ち入り等が植生帶の裸地化を引き起こす等、高山の自然が脆弱なことや、植生復元が困難なことを理解してもらう

- ため、パンフレットなどを通じ周知させる。
- ウ 登山道などへのペットの持ち込みは、ライチョウやその他野生動物の生息を脅かすこととなり、伝染病の蔓延や大型野生動物とのトラブルを引き起こす恐れもあるので持ち込まないように広く呼びかける。
- エ 利用者に対し、ゴミや残飯等の投げ捨てが野生動物に影響を与えるだけでなく、大型野生動物とのトラブルを招くおそれがあることを理解してもらうとともに、「ごみ持ち帰り運動」をより一層推進する。
- オ 登山者に対し、山小屋のトイレでの水解性ティッシュの使用の普及と使用した紙の分別処理への協力や洗剤の使用自粛等を呼びかける。
- カ 上記ア～オの事項をより効果的に普及啓発するため、南アルプス国立公園利用コードを作成し標識設置、宿泊拠点での広報に努める。
- ⑤マウンテンバイクの登山道への乗り入れは、歩行者の安全を損なうばかりではなく、歩道施設の損傷及び高山帯の自然環境を破壊するおそれがあるため、今後とも持ち込まないよう指導を行う。
- ⑥利用者の安全対策及びマナーの徹底については、関係県、遭難対策協議会、山小屋、市町村等山岳関係者と連携し必要な措置を講ずる。
- ⑦登山口において、公園利用者に必要な情報を提供するための体制や施設整備等の方策を検討する。

### (3) 利用者の安全対策に関する事項

- ①入山前に登山者の入り込み状況、危険箇所等の情報を提供するシステムの検討を行う。
- ②入山にあたっては、山岳ガイドなど経験者の同行を推奨する。

## 5 地域の美化修景に関する事項

### (1) 美化清掃計画に関する事項

- ア キャンペーン等によるゴミ持ち帰り運動を推進する。
- イ ボランティア団体の育成を推進する。
- ウ 山小屋等のゴミは、原則搬出するよう努める。
- エ 溪流釣り利用者へのゴミ持ち帰りの徹底の呼びかけを図る。
- オ 山のトイレさわやか運動“使用ペーパーの分別又は持ち帰り”などを推進する。

### (2) 修景緑化計画に関する事項

- ア 各種工事にあたっては、現存植生を極力保全する措置を講じ、やむを得ず支障木として伐採する場合は、移植などの活用を図る。
- イ 修景緑化は、現地産植物と同種の植物等により行う。

### (3) 標識・看板類の整理に関する事項

- 山頂における登山記念標識・看板類は、乱立の著しい地区にあっては撤去等により整理するものとする。

## 6 その他

### (1) 自然資源の保護管理

国立公園の重要な構成要素である河川、池沼、森林、草原、動植物等の自然資源は人為的な影響だけでなく、自然状態においても遷移を続けるものであるとの認識から、その保護管理にあたっては、その変化をとらえ、将来を予測し、その対策を検討することが必要である。そのために当面緊急を要すると思われる以下の事項並びに公園内をフィールドとする調査研究者のネットワーク作りを進め、調査結果を施設の管理、自然解説活動など適切な公園管理に反映させる方策について検討を進める。

- ア ライチョウの生態調査等
- イ 高山蝶等の生態調査等
- ウ 河川及び沢等の水質保全の観点からの関係行政機関との連携
- エ 希少野生動植物保護にかかる、関係行政機関との連携によるパトロールの実施、利用者指導
- オ 山小屋、野営指定地等利用拠点及び登山道の周辺における踏み荒らしや浸食による裸地化についての情報収集と関係機関との連携

### (2) 南アルプス国立公園連絡会議（仮称）の設置

国立公園の管理を進めるにあたっての、関係行政機関の情報交換や円滑な連絡体制の場を設定する。

### (3) ヘリコプターの利用について

ヘリコプターの離発着は、山小屋の資材物資等の荷揚げ、ゴミ運搬、学術研究、遭難救助等でヘリコプターの使用の必要性が認められるもの以外は認めないものとする。認める場合であっても極力、運行回数を減らすよう指導する。

### (4) テレビ等の撮影、取材について

高山植物帯における取材、番組制作のロケーションについては、事前に市町村等関係機関からの情報収集に努め、歩道以外の踏み荒らし等自然保護上の支障が出ないように指導するとともに、単なる風景等の描写に止まらず国立公園行政の理解を深める内容となるよう要請する。

特にライチョウを対象とするものについては、繁殖や子育て等に影響のないよう指導する。

公園内の特定植物群落一覧表

(図面) 番号	群 落 名	選定基準	県 名	備 考
1	鳳凰山のウラジロモミ林	A	山 梨	
2	鳳凰三山のシラビソ・オオシラビソ林	A	山 梨	
3	鳳凰山のハイマツ群落	D	山 梨	
4	鳳凰山さいの河原のダケカンバ林	A	山 梨	
5	広河原のカツラ林	A	山 梨	
6	北岳白根御池付近の湿性植物群落	D	山 梨	
7	北岳草すべりのオニシモツケ群落	C	山 梨	
8	大門沢のカツラ林	A	山 梨	
9	駒ヶ岳地獄谷の高山植物群落	D	山 梨	
10	北沢峠のシラベ・オオシラビソ林	A	山 梨	
11	北沢小屋付近のドロノキ林	A	山 梨	
12	仙丈岳カールの高山植物群落	D	山 梨	
13	両俣小屋付近のドロノキ林	A	山 梨	
14	旧北岳小屋付近の高山植物群落	D	山 梨	
15	タカネビランジ	D	山 梨	秘
16	ホウオウシャジン	D	山 梨	秘
17	キタダケソウ群落	B	山 梨	秘
18	赤石山脈の自然植生	A,B,C,D	長 野	斜線表示
19	鋸山熊穴沢のカラマツ天然林	A,H	長 野	
20	大井川源流部の御花畠	D	静 岡	斜線表示
21	北荒川岳の御花畠	D	静 岡	
22	塩見岳の乾性御花畠	D	静 岡	斜線表示
23	塩見岳の中性御花畠	D	静 岡	
24	三伏峠の高茎草原植物群落	D	静 岡	
25	三伏峠の乾性御花畠	D	静 岡	
26	千枚岳の高山植物群落	D,B	静 岡	

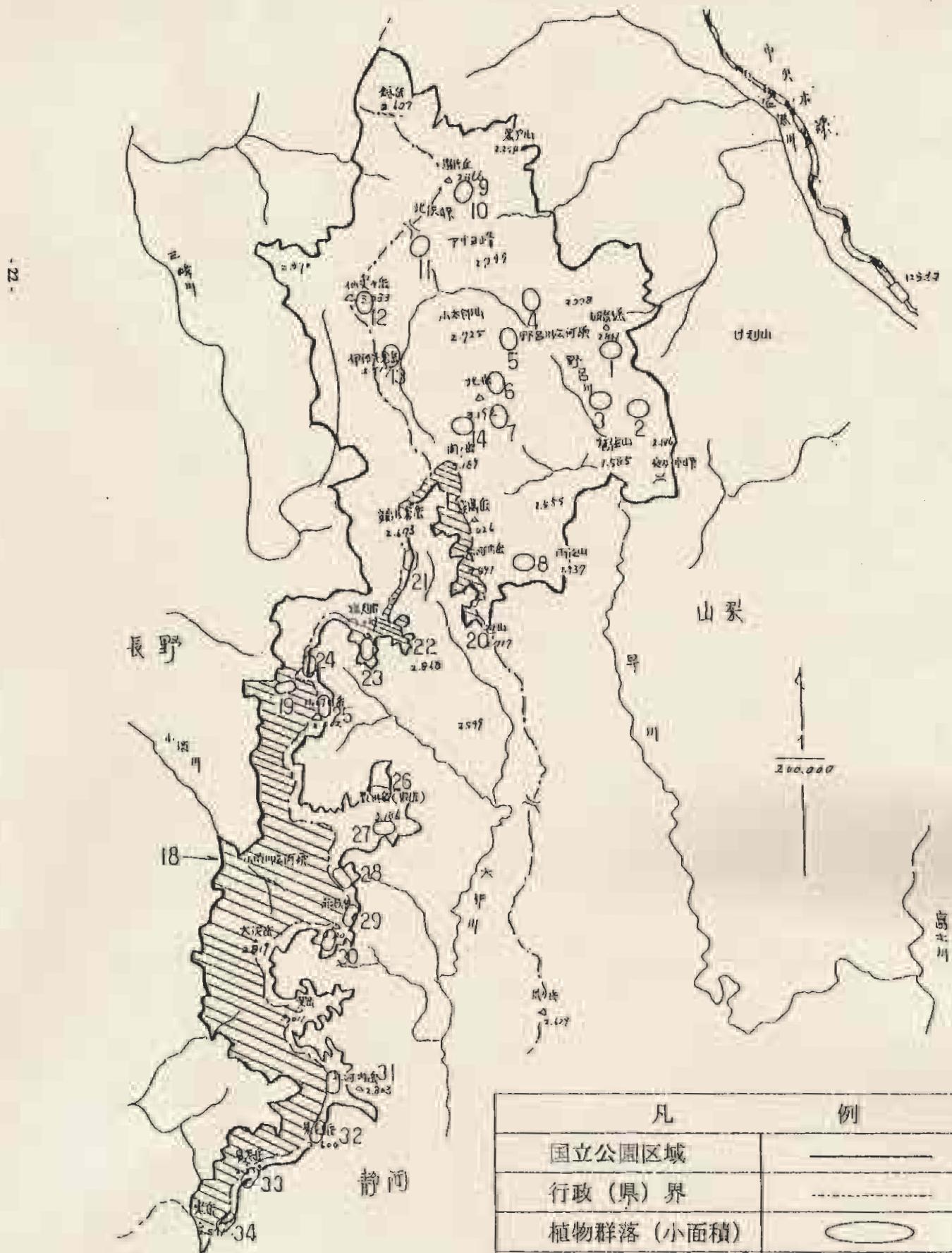
(図面)番号	群落名	選定基準	県名	備考
27	千枚小屋の高茎草本群落	D	静岡	
28	荒川小屋の御花畠	D	静岡	
29	小赤石尾根の高山植物群	D	静岡	
30	赤石岳の高山植物群落	D	静岡	
31	上河内岳の御花畠	D	静岡	
32	茶臼山の御花畠	D	静岡	
33	センジヶ原の高山植物群	D	静岡	
34	光岳の高山植物群	D	静岡	

(資料) 環境庁自然環境情報図 山梨県、長野県、静岡県 1989

#### 特 定 植 物 群 落 選 定 基 準

記 号	理 由
A	原生林もしくはそれに近い自然体
B	国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群
C	比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群
D	砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
E	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの
F	過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの
G	乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
H	その他、学術上必要な植物群落または個体群

南アルプス国立公園内植物群落位置図



凡例	
国立公園区域	-----
行政(県)界	-----
植物群落(小面積)	○
植物群落(大面積)	▨

## 山小屋に関する機能別施設区分表

### ①休憩者用スペース

売店、喫茶室等

### ②宿泊スペース

宿泊室等

### ③パブリックスペース：宿泊者用

食堂、談話室、荷物置場、ホール、自炊室、トイレ、洗面所、乾燥室、玄関、土間等

### ④共生の高いスペース

山岳警備隊詰所（常駐）、診療所、休憩者及び野営者用外トイレ等

### ⑤管理スペース

受付、発電機室、倉庫、物置、冷凍室、厨房、焼却施設等

### ⑥従業員用スペース

従業員室、管理人室、従業員浴室等

### ⑦その他

(注) 冬季小屋は、シーズン中の自炊室、売店、客室、倉庫等と兼用する場合が多いため、シーズン中の利用形態で区分する。